

再支給申請チェックリスト(このリストも提出してください)

【新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下、本支援金という)を申請するにあたっての注意事項】

- ①ご提出していただいた申請書類に記入漏れや添付漏れがあると、支給開始が遅れる場合があります。
記入例をご参照のうえ、ご提出前に必ずチェックリストにて申請書類をご確認くださいませようお願いします。
- ②申請書類に不備があり、申請日から1カ月以内に必要書類が揃わない場合は申請が却下されます。
- ③ご提出いただいた書類を那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターが確認したあと、必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。あらかじめご了承ください。
- ④申請日時時点で生活保護を受給されている方は、本支援金の対象外となります。
- ⑤本支援金を受給後に常用就職し収入を得て、本支援金受給要件に定める収入基準額を超えた場合、支給が中止されます。
- ⑥提出できない書類がある場合やご不明な点につきましては、那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターまでお問い合わせください (TEL090-9783-4703/090-9783-4704)

提出前に再度ご確認ください、該当するチェック欄にチェック(☑)をお願いします

チェック欄	世帯員数	収入基準額	金融資産の合計額
<input type="checkbox"/>	単身世帯	113,000円	486,000円
<input type="checkbox"/>	2人世帯	162,000円	744,000円
<input type="checkbox"/>	3人世帯	200,800円	954,000円
<input type="checkbox"/>	4人世帯	238,800円	1,000,000円
<input type="checkbox"/>	5人世帯	276,800円	1,000,000円
<input type="checkbox"/>	6人世帯	318,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/>	7人世帯以上	360,000円	1,000,000円

必要書類及びチェック欄(☑)		記載上の注意事項など
全員 署名又は記名 <input type="checkbox"/> 申請者名 () <input type="checkbox"/> 電話番号 () <input type="checkbox"/> 現在 住居確保給付金受給中		・現に住居確保給付金を受給されている方は収入関係書類・資産関係書類などの省略が可能です。※ただし、住居確保給付金申請時にハローワーク登録票の提出免除となっている方は、本支援金申請にあたっては登録票の写しの提出が必要です。
全員 申請書等 <input type="checkbox"/> 自立支援金再支給委申請書(様式1-4) <input type="checkbox"/> 自立支援金再支給申請時確認書(様式1-5) <input type="checkbox"/> 入金先の口座名・支店番号・口座番号がわかる書類		※ネットバンキングの場合は画面コピー可、初回支給と同じ口座に入金を希望する場合は、提出不要
全員 自立支援金(初回)の確認書類が分かる書類 <input type="checkbox"/> 自立支援金支給決定通知書(写し) 上記の書類を用意できない場合は、「申立書」(様式指定なし)に自立支援金の受給を受けていた自治体名を明記の上、ご提出ください。		※那覇市で自立支援金(初回)の支給決定を受けた方は提出不要
全員 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証、健康保険証、住民票等の身分確認ができるものいづれかの写し		・氏名及び現住所が記載されている書類をご提出ください。 ・運転免許証表面の住所が現住所と異なる場合、新住所が記載された裏面コピーも必要です。 ・住民票上の住所が居住地と異なる場合は、原則として居住地へ住所を変更し、住民票の提出が必要です(DV等のやむをえない場合は後日提出可)。 ・住民票に進学等で居住実態がない方がいる場合や老人ホーム入所等で同じ住所内に別世帯として登録しており、生計を別としている場合も申立書を記入してください。 ※那覇市で自立支援金(初回)を受給しており、氏名、住所、世帯状況に変更がない場合は提出不要。

必要書類及びチェック欄(<input checked="" type="checkbox"/>)		記載上の注意事項など
求職活動を行う方	職業安定所の求職申し込みを証する書類 ハローワーク登録票(ハローワークカード等)の写し <input type="checkbox"/> または、様式 1 - 4 ⑥に求職登録番号を記入してください。	・ハローワークプラザ那覇(那覇市旭町バスターミナル6F ※代表番号 098-867-8010)等で求職登録をおこない、登録票を発行してください。 ※那覇市で、自立支援金(初回)を受給しており、自立支援金(初回)申請時に提出した方は提出不要。
保護を申請される方	生活保護申請を証する書類 <input type="checkbox"/> 生活保護申請情報提供同意書(様式9) ※本支援金の支給決定のため福祉事務所へ必要な情報の提供依頼をする場合があります。	・福祉事務所へ提出した収入資産等の資料及び保護申請状況で判断いたします。また、生活保護の決定がすみやかに行われる場合、本支援金は不支給となり、生活保護の支給となる場合がございます。 ・福祉事務所へ提出した収入や資産の資料で判別できない場合や不足書類等がある場合は、追加提出を依頼する場合があります。
全員	申請月の収入を証する書類 ※世帯全員分 ※住居確保給付金を現在受給している方は、受給の決定通知書をもって書類の省略が可能です。 ※生活保護を申請する方は、生活保護申請情報提供同意書(様式9)の提出をもって書類の省略が可能です。 <input type="checkbox"/> 給与収入の方は、給与明細書や報酬明細書(1か月分) <input type="checkbox"/> 個人事業主の方は、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る収支状況表(個人事業主用)」(事業収支1か月分)(様式10) <input type="checkbox"/> 雇用保険(失業手当等)の総支給額が確認できるものの写し ※受給している場合 <input type="checkbox"/> 各種手当(児童手当、児童扶養手当等)の総支給額が確認できるものの写し ※受給している場合 <input type="checkbox"/> 公的年金(老齢年金、遺族年金、障害年金等)の総支給額が確認できるものの写し ※受給している場合 <input type="checkbox"/> 親族等からの継続的な仕送り	・支給日、総支給額及び交通費が確認できるもの(申請が月の途中で収入が確定していない場合は、前月の給与明細等) ・帳簿がある場合は、帳簿から「自立支援金に係る収支状況表(個人事業主用)」に転記し、ご提出ください。(申請が月の途中で収支が確定していない場合、確定した前月の収支で記載)。 ・雇用保険受給資格者証、振込記録がある通帳の写しなど ・児童手当認定決定通知書、児童手当支払予定通知書、児童扶養手当証書、振込記録がある通帳の写しなど ・年金額改定通知書、年金振込通知書の写しなど総支給額が確認できるもの ・申立書等で仕送りの金額などを明記。または通帳の履歴等にメモなどで明記してください。
全員	資産を証する書類 ※世帯全員分 ※住居確保給付金を現在受給している方は、受給の決定通知書をもって書類の省略が可能です。 ※生活保護を申請する方は、生活保護申請情報提供同意書(様式9)の提出をもって書類の省略が可能です。 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し ※申請日から直近1か月分が記帳されているもの ※最終履歴が申請日から直近7日を超える場合、残高証明(ATMレシートなど)を添付してください。 ※申請者及び同居世帯人の通帳履歴で他世帯からの仕送りや未申告収入に該当する恐れがある入出金歴、直近の高額出金、頻繁な入出金等について、聞き取りや申立書の記入を求める場 ※コロナウイルス感染症対策関連給付金等(社協貸付含む)は、資産要件から除外いたします。それらの入金により資産要件を超過する場合は、当該入金から申請日まで最新履歴をご提出ください。	・預貯金通帳の表紙、見開き(店番、支店名、口座番号が記載されているページ)、記帳のあるページの写しをご提出ください。 ・ネット銀行をご利用の方や、通帳の取引明細が「一括記載」となった場合は、銀行等で出力してもらうなど、取引明細がわかるものの写しを添付してください。 ・通帳の履歴から光熱費等の引き落としが確認出来ない場合は、光熱費等の請求書または領収書の添付を求める場合があります。
全員	チェックリスト <input type="checkbox"/> このリスト(本紙)も一緒にご提出ください。	・このリストをコピーして、お手元に保管してください。今後、お電話で申請書類の確認を行いますので、その際に必要となります。